旧職域加算退職給付	十年
	五年
退職共済年金	旧職域加算退職給付

を

に改め、同表附則第六条の二の十第一項及び第六条の二の十三第一項の項中

法第七十七条第一項及び第二項	法第七十七条第二項

を

法第七十七条第一項及び第二項	法第七十七条第二項
千分の五	千分の四

に改め、同表附則第六条の二の十三第二項各号及び第四項の項を削り、同表に次のように加える。

附則第六条の二の十三第二項第一号	組合員期間	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間
附則第六条の二の十三第二項第二号	組合員期間	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間
	千分の五	千分の四
附則第六条の二の十三第四項	組合員期間	組合員期間のうち旧国共済施行日前期間

第十八条第一項中「第十一条第一項から第四項まで」を「第十一条第一項」に改め、同項の

被保険者である受給権者	被保険者である被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）
前項	なお効力を有する改正法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「国共法」という。）附則第十一条第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共法」という。）第二十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。第一号において同じ。）第七十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共法第百二十八